

長野市開発行為指導要綱の改正について

令和8年6月より、長野市開発行為指導要綱の対象範囲が変わりました。

「法」とは都市計画法を示します。

	開発行為が行われる区域	開発区域の規模
改正前	市内全域	0.1 ヘクタール以上 (自己居住目的の開発行為を除く)
改正後	長野都市計画区域の市街化区域内	0.1 ヘクタール以上 ※1
	長野都市計画区域の市街化調整区域内	全て ※1
	飯綱高原都市計画区域内	0.3 ヘクタール以上 ※1
	長野都市計画区域及び飯綱高原都市計画区域の区域外	1 ヘクタール以上 ※1
	・ 法第29条第1項第2号から第11号までに掲げる開発行為のうち、市長が認める開発行為については、この要綱の規定を適用しない	

※1 今まで対象外としていた「自己の居住用に供する開発行為」を協議対象に含めます。
また、許可が必要となる全ての開発行為について、法第32条の規定による協議を併せて実施します。

詳細については、担当者にお問い合わせください。

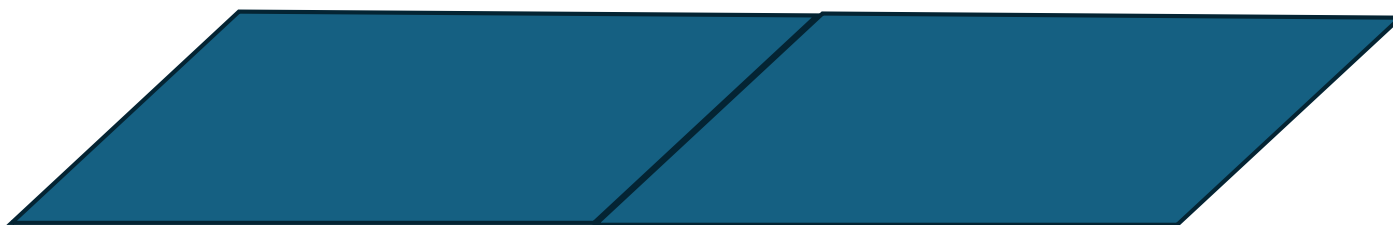
お問い合わせ先
長野市建設部建築指導課 開発盛土対策室
TEL: 026-224-7292
e-mail: shidou@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

新たに「農家住宅」を建築される場合

農家世帯で農地を分け、新たな農家を創設する場合、その後分離した農家が農家住宅を建築する場合、長野市農業委員会が発行する「農家確認書」の添付が必要となります。



- ※1 今まで対象外としていた「自己の居住用に供する開発行為」を協議対象に含めます。
また、許可が必要となる全ての開発行為について、法第32条の規定による協議を併せて実施します。

詳細については、担当者にお問い合わせください。

お問い合わせ先
長野市建設部建築指導課 開発盛土対策室
TEL: 0 2 6 - 2 2 4 - 7 2 9 2
e-mail: shidou@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市